

#### 4. 事業所内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市担当課に通報するとともにその要因の除去に努めます。また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者又は児童発達支援管理責任者が緊急に該当案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時の同委員会を招集するものとします。

#### 5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- ①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は上席者等に報告します。
- ②被報告者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの報告があった場合には、市担当課等に通報するとともに報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じるとともに、保護者等へ説明及び市関係課へ報告します。
- ④ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、事業所内への掲示及びホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

#### 7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所は、要保護児童への適切な支援を図ることを目的に、奈良市が設置・運営する障害者虐待防止センター等の各関係機関と連携を取り、虐待の発生又はその再発を防止します。

#### 附則

この指針は、令和6年3月15日から施行する。